

魚沼市プレミアム付商品券加盟店募集要項（第3弾）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による地域経済の低迷、世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「魚沼市プレミアム付商品券」事業の実施にあたり、商品券加盟店舗を募集します。

2 プレミアム付商品券の概要

発行総額	5億3,000万円	発行冊数	53,000冊
1冊あたりの構成	額面総額 10,000円（1枚当たりの額面 500円 20枚で1冊） ※購入者には1冊 5,000円で販売（プレミアム分 5,000円）		
販売期間	令和3年7月4日（日）から令和3年7月30日（金）		
利用期間	令和3年7月4日（日）から令和3年9月30日（木）		

3 加盟店参加資格

営業所の本店が魚沼市内に所在する事業者を対象とする。市外に本部を置く事業者（スーパー、家電量販店、ドラッグストアの大型店等）は対象としない。また、次の（1）～（5）に該当する者は対象外とする。

- （1）魚沼市暴力団排除条例（平成23年魚沼市条例第31号）第2条第1号又は第2号に該当するもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業及び娯楽業を行っているもの
- （3）特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- （4）公序良俗に反する営業を行うもの
- （5）商品券が使用できない物品の販売及び役務の提供のみを行うもの

4 商品券の使用対象にならないもの

- ・商品券（ビール券、図書券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・家賃・地代・駐車場等の不動産や金融商品に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・ギャンブルに係る支払い
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

5 申込方法

1 募集期間	令和3年5月24日（月）から随時 ※令和3年6月18日（金）までの申込分に限り、「加盟店舗一覧」に掲載します。 それ以降は、市ホームページ等で順次加盟店舗として掲載いたします。
2 提出書類	①加盟店登録申込書 ②換金振込先口座の通帳コピー（表紙裏面）
3 申込先	堀之内商工会 小出商工会 湯之谷商工会 広神商工会 守門商工会 入広瀬商工会
4 その他	・登録料、換金手数料は無料です。 ・複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに加盟店登録申込書を提出してください。

6 加盟店募集に関する問合せ先

堀之内商工会（Tel794-2433） 小出商工会（Tel792-2124） 湯之谷商工会（Tel792-1511）
広神商工会（Tel799-3279） 守門商工会（Tel797-2272） 入広瀬商工会（Tel796-2152）